

各位

宇都宮大学長

課外活動団体の認定等について

届出のあった課外活動団体について、「宇都宮大学課外活動団体の申請及び認定等に関する要項」に基づき審査した結果、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、認定の期間は令和7年7月1日から令和8年6月30日までです。

今回、認定団体ではなくなった団体のうち、課外活動共用施設を使用している団体は、令和7年6月30日までに原状回復し、鍵を学生支援課へ返却してください。

記

[認定団体]

[認定候補団体]

【体育系】

【文化系】

【体育系】

【文化系】

陸上競技部
サッカー部
硬式野球部
硬式テニス部
ソフトテニス部
バレーボール部
卓球部
男子バスケットボール部
女子バスケットボール部
バドミントン部
柔道部
剣道部
合気道部
弓道部
滑空部
馬術部
水泳部
準硬式野球部
軟式野球部
山岳部
卓球サークルQ-TA
ハンドボール部
フライングディスク部
バレーボール同好会
ワンダーフォーゲル部

混声合唱団
管弦楽団
マンドリンクラブ
園芸研究会
探鳥会
ネイチャーフレンド
フォークギター同好会
現代音楽研究会
漫画研究会
美術研究会
演劇研究会
軽音楽研究会
bandstandうたう会
TRPG同好会
Resource Network
ナムチャイ
華道部
宇～太LOVE委員会
ミヤネコ(保護猫サークル)
ブルース&ロック同好会
新歓・学祭実行委員会
宇都宮国際平和と司法研究会(UIPJ)
お笑いサークル uu-O
ほんわか里山物語～おおぎす自然体験村～
Table for Two 宇都宮
にじみや
ハーベスタ
障がい児支援サークルNOBA

アカペラサークルU-MiC
D-friends
UP(宇大生プロジェクト)
空き家の友
鉄道研究会
旅行研究会(宮の旅研)
LINC

認定団体の要件は、以下のとおりです。(「宇都宮大学課外活動団体の申請及び認定等に関する要項」抜粋)

第3条 前条により届出のあった団体のうち、次の各号すべてに該当している団体は、課外活動団体の認定候補団体として認定審査を受けるものとする。

- (1) 本学の教育目的に沿い、かつ、課外活動を目的として組織されていること。
- (2) 全学の学生を組織の対象とし、複数の学部又は研究科の学生で構成されていること。
- (3) 類似の活動を行う既存の団体が存在しないこと。
- (4) 活動内容を狭義にせず、類似の活動を希望する学生を広く受け入れる体制を有すること。
- (5) 定例的な活動場所が確保されていること。
- (6) 学内外の組織・諸団体から団体運営に関する干渉がなく、当該団体の独立性が明確であること。
- (7) 活動内容が、政治性及び宗教性を有しないこと。
- (8) 活動内容が、営利を目的とした内容を含まないこと。
- (9) 活動目的に対外的な活動を含む活動実績(明確な活動予定を含む)があり、計画に基づき、日常的に活動するものであること。
- (10) 責任者1名以上、かつ、原則として10名以上の構成員を有すること。
- (11) 課外活動団体の認定の希望を有していること。
- (12) 顧問職員が置かれ、活動について指導助言が行われていること。
- (13) サークルリーダー研修会を受講していること。
- (14) 本学が開催する研修会又は講習会に参加していること。
- (15) その他学長が必要と認める事項

第7条 学長は、学務委員会の議を経て課外活動団体の認定を行うものとする。

第8条 前条により認定を受けた認定候補団体は、2年間活動を継続した後、課外活動団体の認定団体として認定するものとする。